

株式会社商工組合中央金庫の 株式の処分について

令和 6 年10月
財務省理財局

株式会社商工組合中央金庫の株式の処分について

- 政府が保有する株式会社商工組合中央金庫の株式については、昨年9月に本分科会にてとりまとめていただいた答申（株式処分に係る基本方針）に沿って、一般競争入札を実施。
- 先般、開札を行ったところ、落札株式数は、1億3,556万株であった。
 - ※ 今後、契約や売買代金の払込等の所要の手続きを経て、売却株式数を確定。

【参考】一般競争入札概要

- ・ 売却株式数 : 10億1,600万株（政府保有株式全て）
- ・ 入札参加資格 : 商工中金法第6条第1項に規定されている者（中小企業組合及びその構成員並びに中小企業団体等）
 - ※ 全省庁統一競争参加資格を取得している者 等の要件あり

- ・ 最低申込単位 : 1万株
- ・ スケジュールは下記のとおり。

令和6年 4月15日	入札公告
同 7月12日～31日	入札受付期間
同 9月17日～	開札
同10月11日	落札者決定

商工組合中央金庫の株式の残余株式の処分について

【基本方針】

- 商工中金株式については、改正商工中金法において、**公布日から2年以内（令和7年6月15日まで）に、できる限り速やかに全部を処分**するよう努めるとされているところ、**残余株式も早期に処分**する必要。
- 残余株式についても、答申に沿って、**可能な限り早期に、残余株式全てを対象とした一般競争入札**を行うこととする。
- その際、**期限内の全株売却に向けては、より円滑な入札執行**を行う観点から、答申で言及していない点について**更なる措置が必要**ではないか。また、商工中金が、政策目的の達成に必要な役割を担う特殊会社であることを踏まえ、政策判断を行う立場である**主務官庁の意向も考慮**。

○ **残余株式の処分**にあたっての**更なる措置**については、以下のとおりとしてはどうか。

- **入札参加資格**について、主務官庁の政策的な意向を踏まえつつ、売却先の選択肢を増やす観点から、商工中金法上の**株主資格者である中小企業組合及びその構成員たる中小企業並びに中小企業団体等に加え、商工中金にも入札参加資格**を付与。

（注1）1回目の入札では、株主構成の多様化を図る観点から、中小企業組合等のみを入札参加資格の対象とし、商工中金への入札参加資格を付与せず。なお、法令上、商工中金が自己株式を取得することは可能。

- 更なる円滑な入札執行に向け、**最低申込単位を引上げ**。

（注2）1回目の入札において、答申に沿って、円滑な入札執行に支障をきたさぬよう、最低申込単位を設定。

- なお、**入札予定価格**については、商工中金株式が**国民共有の貴重な国有財産**であることに鑑み、**公正な価格で売却**すべく、引き続き**答申の考え方に沿って適切に設定**。

(参考) 商工組合中央金庫の株式の処分について（令和5年9月20日答申概要）

○ **商工中金株式が国民共有の貴重な財産**であることに鑑み、その売却は公正な価格及び方法により行う。

① 売却方法

公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、**一般競争入札により売却**することが適当。

② 売却数量

複数回に分けて売却を行う時間的猶予は乏しいため、**政府の保有する株式全てを一度に売却**することが適当。

③ 最低申込単位

申込株式数の最低単位に制限を設定せずに入札を実施すれば、応札者が極めて膨大な数になり円滑な入札執行に支障をきたすおそれがあるため、**最低申込み単位の設定を検討**するべき。

④ 入札予定価格

予定価格の設定にあたっては、株式の評価が必要。各種の株式評価方法（純資産価額方式、類似会社比準方式等）のいずれかをそのまま適用するのではなく、**各評価方法を総合勘案しつつ、一部の証券会社において店頭取引が行われている実態にも十分に留意した上で、適切に設定**する必要。

今後、これらの点に加え、金融業を取り巻く足許の市場環境の変化や、新たなビジネスモデルの下での商工中金の収益改善も踏まえ、**証券会社（証券アドバイザー）の知見も踏まえて決定**することが適当。

⑤ 入札の実施時期

改正法の趣旨を踏まえて、令和6年度早期の入札の実施を目指す。

⑥ その他売却に当たっての留意事項

商工中金株式は、**株主資格制限があり、広く一般の投資家に売却できない**にも関わらず、**株式数が膨大**であることに加え、改正法の公布日から**2年を超えない範囲内において、できる限り速やかに全部を売却**するよう求められているといった**特殊な事情**がある。こうしたことを踏まえ、売却に当たっては、円滑な入札執行が可能となるよう配慮すべきである。